

同居する扶養義務者の所得について

[所得状況届用]

受給資格者と生計が同一の扶養義務者について、認定請求書に書ききれない場合は、この用紙に記入してください。
(※最も所得の多い扶養義務者を認定請求書に記入してください。)

⑰ 年分所得		⑱ 扶養義務者		⑲ 扶養義務者		⑳ 扶養義務者	
㉑ 氏 名							
㉒ 個 人 番 号							
㉓ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者については、イ 70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、ロ 特定扶養親族の数、ハ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人		人		人	
		(老人 人)		(老人 人)		(老人 人)	
㉔ 所 得 額		※		※		※	
控	㉕ 障害者（特別障害者を除く）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人		人		人	
	㉖ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人		人		人	
	㉗ 障害者・特別障害者・寡婦（夫）・寡婦の特別・勤労学生の別	障・障特・寡・寡特・勤		障・障特・寡・寡特・勤		障・障特・寡・寡特・勤	
除	㉘ 配偶者特別控除	円		円		円	
		円		円		円	
		円		円		円	
	㉙ 社会保険料等相当額	80,000円		80,000円		80,000円	
㉚ 控除後の所得							
㉛ 所得制限	所得限度額						
	支給区分	支給・支給停止		支給・支給停止		支給・支給停止	

請求者氏名

- ※ 太枠内は、記入不要です。
- ※ 受給資格者とその扶養義務者が生計同一の場合に、所得の確認が必要です。
(世帯分離の場合も含む)。
- ① 「扶養義務者」とは、民法第877条第1項に定める扶養義務者であり、下図の点線内に該当する方です。
- ② 「生計が同一」とは、
- ア 受給資格者が児童の父又は母の場合

イ 受給資格者が児童の父母以外の場合
- 受給資格者と生計が同一の扶養義務者

受給資格者の生計を維持している扶養義務者

